

沖縄市総合教育会議の組織及び運営に関する要綱

(平成 27 年 6 月 3 日決裁)

(趣旨)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）（以下「法」という。）第 1 条の 4 第 1 項の規定に基づき、本市の教育に資するため、沖縄市総合教育会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項についての協議及びこれらに関し、次条第 1 項に規定する構成員の事務の調整を行う。

- (1) 大綱の策定に関すること。
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。

(構成)

第 3 条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

- 2 議長は、市長をもって充てる。
- 3 副市長は、法第 1 条の 4 第 5 項に規定する関係者として、会議に出席することができる。

(招集等)

第 4 条 会議は、市長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を明示し、会議の招集を求めることができる。
- 3 第 2 条第 1 項第 3 号に規定する緊急の場合は、市長と教育長のみで会議を開くことができる。
- 4 前項の会議に関する教育長の対応は、沖縄市教育委員会行政組織規則に規定する臨時代理の例による。

(意見聴取)

第 5 条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(調整結果の尊重)

第 6 条 会議において、その構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(会議の公開)

第 7 条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りではない。

(議事録)

第 8 条 市長は、会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表する。ただし、前条ただし書きの規定により非公開とした部分については、この限りではない。

(事務局)

第9条 会議の事務局は、企画部政策企画課に置くものとする。

2 教育委員会教育部教育総務課は、会議の運営について協力するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月3日より施行する。